

2 実施機関の決定

実施機関は、平成25年3月29日、条例第10条第2項の規定に基づき公開決定等をする期間を延長したうえで、同年4月16日、別紙1の「行政文書の名称」欄に記載した29件の行政文書を特定し、同表の「非公開部分」欄に記載した部分を、同表の「非公開理由」欄に記載した内容を理由として、同条第1項の規定に基づき、部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成25年6月13日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、本件処分を不服として実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件対象文書に関して実施機関が行った本件処分について、本件対象文書の非公開部分のうち児童生徒の氏名を除いた部分を公開することを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立人から提出された異議申立書、意見書及び意見陳述によると、概ね次のとおりである。

(1) NPO法人の事務局職員の氏名について

NPO法人は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第29条に基づき、毎事業年度、NPO法人の社員名簿を県に

提出することが義務付けられており、また、当該社員名簿は、法第30条に基づき、秋田県企画振興部地域活力創造課の所管で公開されている。このように知事部局で公開できるものが実施機関では公開できないことは疑問である。

(2) NPO法人の事業助成金に関する打ち合わせ（メモ）について

実施機関は、この打ち合わせはNPO法人への事業助成金に関するものであり、当該情報は、NPO法人の経営方針に係る内部管理に属するものであることから、条例第6条第1項第2号に該当し、公開することは団体の私的自治に干渉することになると判断し、非公開とした旨主張している。

しかし、公開された会議レジメでは、出席者は「秋田県教委側」と「NPO法人側」に分けられている。また、会議レジメには「平成25年度以降の事業助成金の取扱いについて（秋田県教委）」と記載された項目があり、この部分は実施機関としての提案であることを示している。仮に、非公開理由説明書のとおりNPO法人の経営方針に係る会議であるとしても、なぜ、団体の私的自治に関する会議に実施機関の職員が出席するのか（公務として出席したのか、年次有給休暇等で出席したのかも含めて）説明がつかない。実施機関の職員が打ち合わせに出席し、会議の内容に積極的に関与している事実を見ると、公務上の必要から「職務上（中略）取得した文書（中略）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有している」（条例第2条第1項）情報と言わなければならない。よって、入手した情報は公開すべきである。

2年前に公開された資料では、NPO法人設立のために実施機関が相当関与していたことが明らかになっている。また、実施機関は昨年度、複数の事業をNPO法人と共催しているにもかかわらず、それに関わる会議や打ち合わせ等の文書を実施機関はほとんど保有していない（情報公開請求でも出てこなかった）こと自体も実施機関とNPO法人との関係に不透明

さが感じられる。実施機関が関わった事業に関する情報がすべてNPO法人の私的自治に関することとされ、情報公開の対象から除外されるということになれば、情報公開制度の形骸化に道を開くことにならないだろうか。情報公開制度の趣旨が損なわれることなく、県民の知る権利を確保するためには、公開することが公益上必要であると考ええる。

(3) NPO法人の平成24年度収支決算書（中間）に記載されている寄付者（個人及び法人）の名称について

実施機関は、決算確定前のNPO法人の内部資料であることから非公開とする旨主張している。しかし、実施機関は決算確定前の内部資料を保有しており、NPO法人の事業に関しては、実施機関が共催しているものが複数あり、また、NPO法人の事業に対して実施機関が教育事務所等をおして紹介などの便宜を図っている。NPO法人との協働は県の「あきたの教育振興に関する基本計画」やその毎年度の実施計画にもうたわれており、実施機関の事業そのものである。したがって、NPO法人に関わる文書は、公務上の必要から「職務上（中略）取得した文書（中略）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有している」（条例第2条第1項）情報と言わなければならない、公開すべき行政文書であると考ええる。

さらに、NPO法人は、法第29条に基づき、毎事業年度、活動計算書を県に提出することが義務付けられており、また、当該活動計算書は、法第30条に基づき、秋田県企画振興部地域活力創造課の所管で公開されている。このように知事部局で公開できるものが実施機関では公開できないことは疑問である。

第4 実施機関の説明の要旨

実施機関は、本件対象文書について部分公開決定を行った理由を次のよう

に説明している。

(1) NPO法人の事務局職員の氏名について

NPO法人に勤務する者の氏名を明らかにすることは、個人の勤務先名を明らかにすることになり、プライバシーに関する情報である。NPO法人の依頼文書等に連絡先として事務局関係者の氏名が記載されているが、依頼先の学校関係者など限られた範囲の者に対して示されているものであり、広く公にしているものではないことから、条例第6条第1項第1号に該当すると判断し、非公開とした。

(2) NPO法人の平成23年度収支決算書に記載されている寄付者及び助成者（法人）の名称について

当該情報は、個人又は法人の寄付及び助成に関する情報であり、個人の社会的活動の状況を示す情報、又は、営業戦略と関わる企業の社会貢献活動に関する情報であるため、条例第6条第1項第1号に規定する「個人に関する情報」、又は同項第2号に規定する「法人の競争上の地位が損なわれると認められるもの」に該当すると判断し、非公開とした。

また、法においては、NPO法人の事業報告書等の公開についての定めがあるが、当該文書は、事業報告書等とは異なる文書であり、条例第30条第1項の規定によらず、情報公開条例の定めるところにより公開を行ったものである。

(3) 連絡先社員の氏名について

当該情報は、個人の氏名に関する情報であり、これを明らかにすることは個人の勤務先名を明らかにすることになり、プライバシーに関する情報であることから、条例第6条第1項第1号に該当すると判断し、非公開とした。

(4) NPO法人の役員の住所について

当該情報は、個人の住所に関する情報であり、プライバシーに関する情報であることから、条例第6条第1項第1号に該当すると判断し、非公開とした。

法においては、NPO法人の事業報告書等の公開についての定めがあるが、当該文書は、事業報告書等とは異なる文書であり、条例第30条第1項の規定によらず、情報公開条例の定めるところにより公開を行ったものである。

(5) NPO法人の事業助成金に関する打ち合わせ（メモ）について

この打ち合わせは、NPO法人への事業助成金に関するものであり、当該情報は、NPO法人の経営方針に係る内部管理に属するものであり、条例第6条第1項第2号に該当し、公開することは団体の私的自治に干渉することになると判断し、非公開とした。

(6) NPO法人の平成24年度収支決算書（中間）に記載されている寄付者（個人及び法人）の名称について

決算書（中間）は、決算確定前のNPO法人の内部資料であり、条例第6条第1項第2号に該当するものと捉えている。その上で、寄付者の名称を非公開としたが、当該情報は、個人や法人の寄付に関する情報であり、条例第6条第1項第1号に規定する「個人に関する情報」に該当し、法人の社会貢献活動に費やした金額の公開は、同項第2号に規定する「法人の競争上若しくは事業運営上の地位が損なわれるもの」に該当すると判断し、非公開とした。

第5 調査審議の経過

- (1) 平成25年 7月10日 諮問の受付
- (2) 同 年 8月 9日 実施機関の非公開理由説明書を收受
- (3) 同 年 9月19日 異議申立人から意見書を收受

- (4) 同 年 1 2 月 1 9 日 審議
- (5) 平成 2 6 年 1 月 7 日 異議申立人及び実施機関が意見陳述
- (6) 同 年 1 月 2 2 日 実施機関の非公開理由説明書を収受
- (7) 同 年 1 月 2 7 日 審議
- (8) 同 年 2 月 7 日 異議申立人から意見書を収受
- (9) 同 年 2 月 1 7 日 審議
- (10) 同 年 3 月 7 日 審議

第 6 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、秋田県教育委員会が保有する平成 2 4 年度の N P O 法人に関連する文書（メモも含む）である。

2 条例第 6 条第 1 項第 1 号（個人に関する情報）該当性について

本号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものを非公開情報としている。

本号の趣旨は、個人の尊重という観点から、原則として、個人を識別することができる情報を非公開として取り扱うこととしたものである。

当審査会では、本件対象文書について、記載事項ごとに、特定の個人を識別することができるものに該当するかどうか検討する。

(1) N P O 法人の事務局職員の氏名について

本件非公開部分は、特定の個人を識別することができる情報であるため本号本文に該当する。

なお、異議申立人は、法第 3 0 条に基づき、N P O 法人の社員名簿が秋

田県企画振興部地域活力創造課内において誰でも閲覧できるため、本件非公開部分は公開すべきであると主張するが、法にいう社員とは、NPO法人の構成員であり、事務局職員とは異なるものであることから、この主張は採用できない。

(2) 連絡先社員の氏名について

本件非公開部分は、特定の個人を識別することができる情報であるため本号本文に該当し、かつ同号ただし書のいずれにも該当しない。

(3) NPO法人の役員の住所について

本件非公開部分は、特定の個人を識別することができる情報であるため本号本文に該当する。

しかし、本件非公開部分のうち役員名簿の1人目から3人目までの役員（理事長及び理事2名）の住所については、法務局で発行する履歴事項全部証明書により公にされていることから、条例第6条第1項第1号ただし書（一）に規定する「法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているもの」に該当する。

(4) NPO法人の平成24年度収支決算書（中間）に記載された寄付者（個人）の名称について

本件非公開部分は、特定の個人を識別することができる情報であるため、本号本文に該当する。

なお、異議申立人は、法第30条に基づき、NPO法人の活動計算書が秋田県企画振興部地域活力創造課内において誰でも閲覧できるため、本件非公開部分は公開すべきであると主張するが、平成24年度収支決算書（中間）は、決算確定前の情報であり、法に基づき公表されている活動計算書とは同一のものではなく、この主張は採用できない。

3 条例第6条第1項第2号（法人等に関する情報）該当性について

本号は、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が損なわれると認められるものを非公開情報としている。

本号の趣旨は、法人その他の団体及び個人事業者の事業活動の自由その他正当な利益を尊重し、保護する観点から、公開することにより、事業を行うものの事業活動その他正当な利益を害することになるような情報は、公開しないこととしたものである。

当審査会では、本件対象文書について、記載事項ごとに、当該法人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が損なわれると認められるものに該当するかどうか検討する。

- (1) NPO法人の平成23年度収支決算書に記載された寄付者及び助成者（法人）の名称について

本件非公開部分は、NPO法人の平成23年度活動計算書にも記載されている情報であり、当該活動計算書は、公開請求日時時点で法第30条に基づき、秋田県企画振興部地域活力創造課内において誰でも閲覧できる状態にあったものであり、公開することにより、NPO法人、寄付者及び助成者（法人）の競争上の地位が損なわれるとは認められず、本号本文には該当しない。

- (2) NPO法人の事業助成金に関する打ち合わせ（メモ）について

事業助成金の取扱いに関する部分については、当審査会で見分したところ、いずれもNPO法人における経営方針に関する情報であり、公開することにより、NPO法人の競争上若しくは事業運営上の地位が損なわれると認められるため、本号本文に該当し、かつ同号ただし書のいずれにも該当しない。

それ以外の部分については、上記のような事情は認められないため、本号本文には該当しない。

(3) NPO法人の平成24年度収支決算書（中間）に記載された寄付者（法人）の名称について

本件非公開部分は、決算確定前の寄付金に関する情報であり、未確定な段階での情報であることから、公開することにより、NPO法人及び寄付者（法人）の競争上若しくは事業運営上の地位が損なわれると認められるため、本号本文に該当し、かつ同号ただし書のいずれにも該当しない。

第7 答申に関与した委員

区 分	氏 名	職 名
	阿 部 千鶴子	司法書士
会 長	柴 田 一 宏	弁護士
	田 仲 和 子	消費生活実践グループin秋田「こまちの会」 副代表
会長代理	三 浦 清	弁護士

